

らも当申請は好ましいことだと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号16号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号17号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある市街化調整区域内農地2筆で、転用事業の内容は車両置場です。自動車整備業や中古車販売業を行っている譲受人が、事業拡大により現事業所の車両置場が手狭となっていることから、新たな車両置場を確保するために当該地を転用するものです。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第2種農地です。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達成することができないと判断されますので受理いたしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

4 番：3月14日に事務局職員と現地確認しました。申請書類等完備されており、周辺農地への影響もないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、農地造成工事承認願について、議案番号18号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号18号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農用地区域内農地1筆で、現況は田です。道路面から約50センチまで土を盛り、畑として利用する計画です。また、隣接する道路や水路との境界には安全鋼板で土留めし、土の流出を防ぎます。畑に転換後は、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定を行い、借り手がブルーベリーを作付けする予定です。また、隣接地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：3月14日に事務局職員と現地確認しました。南側1反はすでに造成され畑として利用されています。北側の2反はここ数年耕作されておらず、後継者もないことから今後も耕作の予定はないと聞いています。よって、周辺農地への影響はないと考えますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号18号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号19号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある農用地区域内農地の1筆で、現況は田です。平成29年度に利用権設定され2回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターや脱穀機などを保有しており、当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：3月14日に事務局職員と現地確認しました。現地はきちんと管理されており、実績もあるので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番：議案の利用目的に水稲とあるが、去年は蓮を耕作されていたと記憶しています。

事務局：提出された農用地利用集積申出書には水稲と記載されていますが、借り手に今後の利用目的を再度確認します。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号19号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて、議案番号20号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号20号を朗読)

(説明) 当該地は田端地区にある農用地区域内農地の3筆で、現況は田です。平成26年度に利用権設定され3回目の更新です。期間については3年間で、借り手はトラクターやコンバインなどを保有しており、当該地で実績があります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である7番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日現地確認しました。借り手は実績があり、私の農地の近くのためしっかりと耕作している状況を実際に確認しているので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号20号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。続いて議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号21号を朗読)

(説明) 当該地は、小谷地区にある農用区域農地2筆です。現況については畑で、期間については2年間です。借り手はトラクターや耕運機などを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：3月15日に事務局職員と現地確認をしました。当該農地は、草刈り等の管理はされておりましたが耕作はされておらず、昨年8月の利用状況調査時に、近隣から雑草の種が飛ばないように草刈りの時期について調整してとの要望が出ていたところです。このことから、現在も耕作されておられませんので、当該地を農地として利用することは好ましいことで、特に問題ないものと思われま

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号21号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に日程第5、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号21号から25号の5件、日程第6、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告番号26号から29号の4件、以上、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり5件、農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり4件それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。

次に日程第7、議案番号22号、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局：(議案番号22号を資料に基づき説明)

会 長：ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

3 番：農地の集積率の目標値がかなり高い数値ですが、神奈川県としての目標ですか。

事務局：その通りです。目標の設定については、国の目標値か都道府県の目標値に合わせるよう指示されているため神奈川県目標値に合わせています。

3 番：近隣市も同様の目標値ですか。

事務局：県内農業委員会では、神奈川県目標値を設定しているところが多いと思います。

会 長：よろしいでしょうか。他に発言は無いようですので、議案番号22号については原案のとおり公表することといたします。

次に日程第8、議案番号23号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（議案番号23号を資料に基づき説明）

会 長：ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番：新規参入者の促進の評価方法について、個人・法人とあるが、法人の新規参入についてどのような基準で認定するのか今後の方向性は決まっていますか。財務状況の確認等は行いますか。

事務局：法人については明確に定めていませんが、個人の基準に準ずることとしています。財務状況等については、参入の際の資料として提出していただくこととなっていますので、今後も引き続き内容の確認は行ってきます。

4 番：以前新規参入し農地について利用権設定していた法人が、昨年倒産したことから、そのような状況が起きないように、法人が新規参入する際は財務状況等を精査する等町で一定の規制をかけることはできないですか。

事務局：法律より厳しい規制をつくることはできないのが現状です。藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市との広域連携により、個人の新規参入の基準については協定を結び運用しているところですが、法人についても基準を設けるような取り組みについて継続して検討していきたいと考えます。

会 長：よろしいでしょうか。他に発言は無いようですので、議案番号23号については原案のとおり公表することといたします。

次に日程第9、議案番号24号、農地法第3条第2項第5項に規定する面積に代わるべき面積の定めを廃止する告示について、事務局より説明をお願いします。

事務局：（議案番号24号を資料に基づき説明）

会 長：ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

2 番：この下限面積の廃止により、利用権設定した農地を耕作しているが所有している農地がない農家でも第3条許可要件を満たしますか。

事務局：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等法律に基づいて借りた農地を耕作し、その他の農地法第2条第3項の要件を満たしていれば、農地を所有していない小規模な農家でも要件を満たすこととなります。

3 番：利用権設定等法律に基づいて借りた農地ではなく、個人間で借りて耕作している人は要件を満たしますか。

事務局：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等法律に基づいて借りた農地のみが、要件の判断対象となります。

5 番：小さな農地を相続して、家庭菜園程度の利用を行っている人については、要件を満たしますか。

事務局：農地法では家庭菜園は農地とみなしません。そのため、全部効率要件及び農作業常時従事要件に該当しないので、農地法第2条第3項の要件を満たしません。その場合は、しっかりと耕作し実績をつくってから相談していただければ要件を満たす可能性があります。

会 長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、議案番号24号については原案のとおり公表することといたします。

	最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和5年第3回寒川町農業委員会定例総会を 閉会いたします。
資 料	1. 令和5年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 磯川 浩 議事録署名人 相田 孝

本議事録は、令和5年4月17日、承認・署名を得て確定しました。